

社会福祉法人 和水町社会福祉協議会

平成31年度 事業計画

「基本方針」

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されています。地域住民を会員とする社会福祉法人として、地域住民が直面している地域福祉の課題や問題の解決に取り組み、“赤ちゃんからお年寄りまで安心して暮らし続けられるまち”の実現を目指します。

平成30年度に策定した、第2期地域福祉活動計画を基本とし、職員自ら地域に出向いて（アウトリーチ）地域住民の意見・要望等を取り入れ、その中で地域または個人が抱える課題や問題を発見し、その解決に向けて地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、行政、関係団体等の多業種協働による支援を推進します。

在宅福祉の分野では、介護保険事業・障がい者自立支援事業の効果的なサービスが提供できるように取り組んでいきます。

今後も、社会福祉協議会の意義・役割について十分に検討し、新たな事業創出も視野にふまえて、既存事業の見直しや課題の整理を行い、地域福祉の更なる充実と向上に向けて、社協職員としての資質向上に努めると共に、職務への自覚と責任を持って取り組んでいきます。

「基本目標」

1. 支え合いの意識と人づくり

福祉座談会の取り組みをもとに、今後、各行政区等での自主的な福祉活動の向上につなげ、平常時の見守り活動をはじめ、一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活ができるまちづくりを目指していきます。

また、ボランティアニーズの発掘や既存団体への継続支援、新たな人材育成などボランティア活動への支援を増進し、今後、福祉の担い手として、家庭・学校・地域が一体となって福祉教育の輪に参画できるような機会を作ると共に、福祉への理解と関心を高めることができる事業を推進します。

2. 協働のしくみづくり

社協・行政、福祉関連事業所・店舗・一般事業所等との連携を進め、専門機関としての役割を果たしていきます。

地域での重層的な支え合いのネットワークを形成していくことで、サービスを必要とする一人ひとりのニーズに応えることが出来るような体制の充実を図ります。

また、住民に身近で頼りになる役割を果たせるよう運営体制の充実を進め、社協事業を広く周知し、住民への理解を図りながら、福祉の総合相談窓口としての機能強化を進めます。

3. 安心・安全なまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、子どもから高齢者までサポートできるような様々な福祉サービス事業を展開し、社協職員の資質向上に努めるとともに、利用者に満足してもらえるサービスの提供を目指し、利用促進、活動周知に努めます。

また、災害時における地域住民同士の地域防災力の向上、防犯体制を強化していくために、防災訓練や各種講習会を開催します。

基本目標 1. 支え合いの意識と人づくり

①地域支え合い活動の充実

福祉座談会の実施	通年	年間10地区程度の開催を目標とし、住民の支え合い意識を引き出し、地域での取り組みにつなげる。
座談会実施地区の継続支援	通年	座談会実施地区を対象に、継続定期的な関わりを持ち、住民主体の地域支え合い活動を支援していく。
ふれあいサロン事業の支援	通年	福祉座談会等で事例を紹介・助成金の交付をするなどサロンの効果を広報し、各地区での実施を促す。
出前講座の開催	通年	地域や団体等を対象に、福祉に関する勉強会や講習会を開催し、認知症や介護等に理解が深まるよう努める。

②担い手などの発掘、育成

サロンボランティア養成講座	通年	サロン活動におけるボランティアリーダーの養成を行い、ボランティア同士の定期的な情報交換等を行う。
総合的な学習の時間の支援	通年	小・中学校での総合的な学習の時間の中で、体験学習を行い、福祉について考えるきっかけ作りの場を提供する。
中学生ワークキャンプ事業	年1回	中学生を対象に、各施設の協力のもと、一日・宿泊体験を通して、福祉の担い手、福祉について考えるきっかけ作りの場を提供する。
福祉協力校への助成	年1回	学校での福祉活動推進のために申請に応じて、活動費を助成する。
実習生受入体制の整備	通年	大学等からの社会福祉援助技術現場実習やヘルパー養成事業所からの実習を随時受け入れる。
ボランティア連絡協議会・団体への支援	通年	町ボランティア連絡協議会に対して、活動費の助成を行い、社協のボランティア活動へ協力する加盟団体に対しては必要に応じて協力を行う。
ボランティア相談の受付・紹介	通年	町民にとって身近な相談窓口となり、ボランティアセンターの円滑な運営を図り、住民のニーズに応えることが出来るよう、関係団体との良好な関係作りを進めます。
ボランティアに関する各種講座	年2回	ボランティアに関する講座を開催し、新規ボランティアの育成や情報提供を行う。 関心のあるニーズを把握し、それに応じた講座を開催する。

基本目標 2. 協働のしくみづくり

①地域活動の基盤整備

生活支援体制整備事業の推進	通年	地域住民が主体となった地域づくりの仕組みを構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズの掘り起こしや新たなサービスを創出し、各団体連携のもと推進します。
男性の集いの場づくり	通年	男性の集いの場づくりを進めることで、閉じこもり防止を図り、社会参加を促す。
各種団体・関係機関等の連携・協働	通年	各種団体・関係機関等のそれぞれの機能を活かしながら役割分担を明確にし、福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行っていく。
福祉施設連絡協議会	通年	町内の関係機関・福祉施設で構成し、定期的な会議を開催し、町内の福祉力向上に役立てる。
物品貸出事業	通年	社協で保有する貸出可能な物品の貸出しを行い、地域住民の交流、学習活動などの円滑な運営を図る。
共同募金運動	通年	和水町共同募金委員会の事務局として、運動月間（10月～12月）に地域福祉のための募金活動を展開する。
日本赤十字社事業	通年	日本赤十字社和水町分区の事務局として、運動月間（5月）に赤十字活動の会員増強や会費募集を展開する。
社協会員の拡大	年1回	社協が住民の組織であることの周知と併せて会員募集による自主財源の確保を図る。（普通会员 500 円・賛助会員 1,000 円・特別会員 5,000 円）
寄付金（一般・香典返し）の受付	通年	社協への寄付として、香典返しやその他の寄付金を受付、事業等の財源とする。
役職員等の資質向上	通年	理事・評議員をはじめ、限られた人員の中で円滑な業務を遂行していくために、職員としての資質向上に努める。
指定管理施設運営事業	3年間	和水町より指定管理者の指定を受けて、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間、和水町福祉センターの施設を適正に管理運営を行います。
メールやアンケートによる意見収集	通年	住民からの意見や感想を把握し、更なる住民サービスの提供や新規事業の検討につなげるため、ホームページや社協だより等において募集する。

②情報提供体制の確立

社協だよりの発行	年4回	社協の実施事業や関連事業の周知等を目的に年4回発行する。
ホームページ等の運用	通年	社協の活動やボランティア情報などをホームページやフェイスブックで広く発信し、社協事業の周知を図る。
福祉まつり	年1回	地域福祉活動の理解を広めていくため、活発な活動を展開されている団体や事例を紹介するなど、住民の意識の向上を図る。

③相談体制の充実

生活福祉資金の受付・相談（県社協受託）	通年	低所得・高齢者・障がい者世帯等を対象とし、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。
福祉金庫の受付・相談	通年	社協独自の貸付事業で、和水町民を対象に5万円を上限に貸付けを行う。
高額療養費の受付・相談	通年	国民健康保険被保険者を対象に、高額な医療費の支払いが一時的に困難な世帯に対して貸付けを行う。
心配ごと相談事業（町受託事業）	通年	毎月第2金曜日に実施しており、民生児童委員と行政相談委員で、日常のあらゆる相談を受け付ける。
法律相談事業（町受託事業）	通年	毎月第4金曜日に、司法書士による専門相談を実施。事前予約制として一人30分の相談時間を設定。
補聴器相談事業	年6回	専門業者による相談を年6回実施し、補聴器や聴力に関する不安や悩みについて相談を受け付ける。
苦情相談の受入体制	通年	社協が提供する福祉サービス等を利用された方の、社協に対する苦情・ご意見等に対応する。そのための、苦情相談窓口・第三者委員等を設置する。
生活困窮者自立支援事業（県社協受託事業）	通年	様々な理由で経済的に困窮される方に対し、就労など自立に関する相談・支援窓口を設置。課題解決に向けた支援調整会議を随時開催し、伴走型の支援を行い、課題を分析し問題解決を図り、生活の再建を支援する。

④見守り体制の充実

要援護者台帳の活用	通年	行政が実施する、要援護者台帳登録者の情報を共有化し、普段の見守りと非常時に備える。
地域の実態把握事業	通年	社協から民生児童委員に調査依頼を行い、実情に応じたひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の名簿を作成。
緊急時における食糧等の提供	通年	生活困窮等の相談者が、必要な支援サービスを受けることが出来るまでの、繋ぎの支援として食糧等の提供を行う。

基本目標3. 安心・安全なまちづくり

①福祉サービスの利用促進

地域福祉権利擁護事業 (県社協受託)	通年	判断能力が不十分な方の福祉サービス・預金・日常の金銭管理を専門の支援員が行う。
まごころ安心預かりサービス事業	通年	地域福祉権利擁護事業に該当しない方で、日常の金銭管理などが必要な方に対して預かりサービスを実施する。
居宅介護支援事業	通年	介護保険制度における居宅介護支援事業所として、ケアプランを作成し、在宅支援などのサービスを提供する。
訪問介護事業	通年	介護保険の認定を受けた方に対し訪問を行い、在宅支援などのサービスを提供する。
訪問型予防事業 (介護予防・日常生活総合事業)	通年	要支援認定者及び事業対象者へ在宅での生活を支援するため、訪問介護員が援助を行う。
通所型サービスB事業 (介護予防・日常生活総合事業)	通年	なかよし会・ふれあい会の名称で開催し、要支援認定者及び事業対象者が、手芸やレクリエーション等を行い、参加者の健康維持・生きがい作りの場を提供する。
障がい者自立支援事業	通年	身体・知的・精神障がい者の方へ訪問介護員を派遣し在宅生活の維持を図る。
在宅介護者の集い	年1回	年1回、在宅寝たきりなど老人介護手当給付者を対象に、介護に役立つ情報や技術の向上を目指し、講習会を実施する。
福祉機器貸出事業	通年	一時的に福祉機器（電動ベッド、ギャッジベッド、車椅子他）を必要とする方への貸出しを実施する。

ファミリーサポートセンター事業（町受託事業）	通年	就業などの理由がある場合に、協力会員による子どもを預かるサービスを実施し、安心して預けられる環境を整備する。
児童デイサービス事業	年1回	夏休み期間中に、学生によるボランティアの協力を得ながら、小学生を対象に様々な体験や学習の機会を設ける。

②安心して暮らせるまちづくり

ひとり暮らしふれあい招待会	年2回	65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、年2回、菊水・三加和地区で実施し、講演会・食事会を通して、相互の親睦を深め、生活に楽しみが持てるような内容を企画・実施する。
世代間交流事業	年2回	ひとり暮らし高齢者を対象に、小・中学生に暑中見舞いと年賀状の作成を依頼し交流を図る。

③地域の健康づくりの促進

介護予防教室運営事業（町受託事業）	通年	現在、町内57地区で実施され、内33地区を社協で委託。体操を通して、健康維持だけでなく、交流の場としても機能出来るよう努める。
男性料理教室事業（町受託事業）	通年	月1回、なごみ食の会会員の指導のもと、基本的技術の修得や交流の場を提供する。
食の自立支援事業（町受託事業）	通年	週2回、配食サービスを実施し、福祉施設協力のもと対象者宅へと配達を行っている。

④地域防災力・防犯体制の強化

災害ボランティアセンター設置訓練の実施（県社協助成事業）	通年	県社協との協働で、関係機関・団体連携のもと災害ボランティアセンター設置の訓練を行い、円滑な運営が出来るよう事業を実施する。
地区防災訓練への支援	通年	地域防災力の強化として、地区で行われる防災訓練や炊出し訓練等への人的及び資機材貸し出しなどの支援を行う。
災害時応援協定	通年	荒玉郡市（2市4町）社協で平成30年度に協定を締結。災害時には相互に情報共有や人的支援等を行う。